

船内騒音コードに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び D 編
高速船規則
居住衛生設備規則
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編
高速船規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
船橋設備規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

船内騒音コードに関する事項

改正理由

船員の健康の保持及び作業環境の向上を図るため、船内の騒音に対する規制は、1981年に決議 A.468(XII)として採択された船内騒音コードに基づき、騒音レベルを基準値以内に抑えることが推奨されている。

2007年10月開催のIMO第83回海上安全委員会(MSC83)において、騒音に起因する船員の健康被害及び操船時における指示伝達が阻害されることによる安全性への影響を理由に、欧州27ヶ国から船内騒音コードの内容を見直した上で、本コードを強制化する提案が行われ、2012年11月開催のIMO第91回海上安全委員会(MSC91)において、船内騒音コードの改正及び本コードを強制化するSOLAS条約改正がそれぞれ決議MSC.337(91)及び決議MSC.338(91)として採択された。

今般、決議MSC.337(91)及び決議MSC.338(91)に基づき、関連規定を改めた。

また、本コード中において、居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能を満足する材料を使用することが要求されることから、当該材料の承認に関する試験及び検査の要件を新たに規定した。

改正内容

- (1) 改正船内騒音コード(決議MSC.337(91))に関する要件を規定した。
- (2) 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能に関する承認のための試験及び検査の要件を規定した。
- (3) 関連規則中に規定されている旧船内騒音コード(決議A.468(XII))の要件を、改正船内騒音コード(決議MSC.337(91))の要件に改めた。